

マレーシア家族法

ラサマニ・カンディア

(弁護士、マレーシア女性法律家協会会長)

訳 桑原尚子 (JICA 専門家 (民法アドバイザー))

(元日本学術振興会特別研究員)

監修 小川富之 (愛知学院大学法学部教授)

はじめに

マレーシアの家族法を理解するためには多様な人口構成を考慮する必要がある。マレーシアには様々な種族 (races) が存在し、人々の宗教、慣習および慣行も多様である。家族に関する事項について、多くの人は各人のパーソナル・ローに従う。中国系マレーシア人はそのパーソナル・ローに従うこととなり、ヒンドゥー教徒の家族に関する事項を規律するのはヒンドゥー法である【注1】。ムスリム (イスラーム教徒) にはイスラーム家族法が適用される。

婚姻・離婚法 (Law Reform (Marriage and Divorce) Act 1976、以下現行婚姻・離婚法 (LRA)) は、一九八二年三月一日に施行された。同法は、一夫一婦婚、婚姻成立要件としての挙式およびその登録について定めている。この法律によって従来の離婚に関する規定は改正・統一され一夫一婦婚および離婚に関する規定が整理されることとなり、配偶者、前配偶者ならびに子の扶養、子の監護および夫婦の財産 (matrimonial property) についての規定も盛り込まれた。原則として、同法はマレーシア国内にいるすべての者および国外に居住するがマレーシア国内にドミサイル (本拠) を有するすべての者に対して適用される。ただし、ムスリムおよびイスラーム法に基づいて婚

(つづく)